

## 川崎市マンション管理組合登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に所在するマンション管理組合を市に登録することにより、市からマンション管理組合に必要な情報を効率的かつ適切に提供するとともに、市のマンション施策に反映するために必要な分譲マンションの建物概要や管理状況などの情報を把握し、市とマンション管理組合との連携を図ることで、分譲マンションの適切な維持管理等を支援し、良質な住宅ストックの蓄積と住環境の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 区分所有建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）に規定する区分所有された建築物で、区分所有者の住居の用に供する部分を有するものをいう。
- (2) 管理組合 区分所有法第3条及び第65条に規定する区分所有者の団体をいう。

### (登録要件)

第3条 登録しようとする管理組合は、次の各号に掲げる要件について承諾するものとする。

- (1) 申請者は、管理組合理事長又はその委任を受けた者であること。
- (2) 市が必要と判断した情報について、管理組合から提供された情報を利用して、市からの連絡及び印刷物送付を管理組合に行うこと。
- (3) 管理組合から提供された情報を利用して、市がアンケート調査などの協力を管理組合に依頼すること。
- (4) 管理組合から提供された情報及びアンケート調査結果について、市が統計データの作成などを行い、市のマンション施策に利用すること。

### (登録申請)

第4条 登録しようとする管理組合は、川崎市マンション管理組合登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

### (マンション情報の管理)

第5条 市長は、前条の申請を受理した管理組合（以下「登録管理組合」という。）のマンション管理組合登録簿（第2号様式）を速やかに作成するものとする。

2 前項の場合において、市長は、マンション管理組合登録簿を作成するために必要な情報提供を登録管理組合に依頼するものとする。

### (市の責務等)

第6条 市長は、次の各号に掲げる項目について遵守するものとする。

- (1) 川崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に努める。
- (2) 法令等の改正や講習会の開催など、市が必要と判断した情報について、登録管理組合に提供

するものとする。

(3) マンション管理組合登録簿を利用してアンケート調査や情報提供等等のマンション施策を実施する際に、市長はこれを第三者に委託又は依頼することができる。ただし、委託又は依頼を受けた者が目的外に使用することを禁止する。

(管理組合情報の更新)

第7条 第4条で申請した内容に変更が生じた場合、登録管理組合は、川崎市マンション管理組合登録変更申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(調査協力)

第8条 登録管理組合は、市が依頼した調査等に協力するものとする。ただし、情報提供できないと判断した事項について、登録管理組合は一部又は全部を拒否することができる。

附 則

この要綱は平成19年2月8日から施行する。